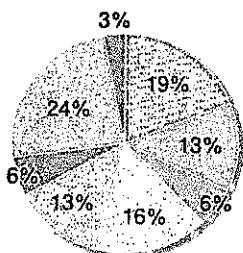


# 治療手遅れ 死亡63件

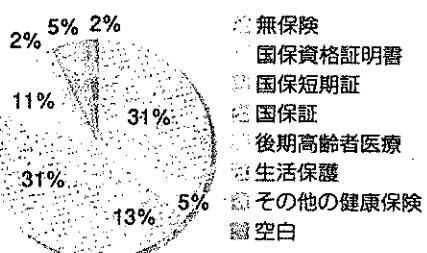


#### 無保障・資格証明書・短期証になった経緯



- 滞納等で無保険
- 家族・本人に障害あり
- 事業に失敗、自営業閉鎖
- 病気、ケガ、事故で失業
- 非正規、勤務先で  
保険未加入
- 生活保護打ち切り
- 退職後手続きせず
- その他

### 受診前の保険状態



全日本医師会療機関連合会（全日本医連、藤末衛会長）は、経済的理由で治療が遅れ死した事例が2007年に63件あったと18日、東京都内で公表しました。安倍政権が非正規雇用を増やす雇用政策や「自助・共助」を推し進め社会保障を削減する中で、憲法25条が保障する「生存権」が守られていない実態が明らかになりました。

無保險な  
ど困窮影落とす

この中のべ、33件はほんの一例の事例でしかなく、死亡事例の51%が無職です。非正規労働者と曰ふ業を営むなどして、%以上の過半数でした。受診時に無保険や窓口で医療費10割負担の資格証明書など持ったのは31例で、経済的困難によるものが半数以上でした。40歳の非正規労働者で、死んでしまった。

金田本医連は回  
田、経済的困難だけでなく、過酷な労働や家庭環境など社会的困難による口腔(いわゆる「歯科酷暑」も含め)崩壊の事例をまとめました。

いる」とのべ、63件ほどの一部の事例でしかないと強調しました。

つていく。私たちも現場から声を上げ、健康権を守る医療の実践を続けていく」と話しました。

## 国の責任 検証必要

一方で、正規の保険証を持ちながら医療費の窓口負担が重く、治療中止・未受診の事例もありました。

規労働の男性は、車のローン約150万円があり国民健康保険料が払えず無年金に。呼吸が苦しく受診し、有効期間が短い短期保険証に「くになりました。